

令和 2 年 3 月 26 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 安達和彦

台湾の世界保健機関及び国際民間航空機関へのオブザーバー参加を
支持すること等を求める意見書

新型コロナウイルスの感染による「COVID-19」の発症は日々拡大しています。世界保健機関（以下「WHO」といいます。）は、公衆衛生上の緊急事態を宣言しました。WHO事務局長は「世界全体に非常に重大な脅威」だとし、ワクチンの用意は1年半以内に整うと発表しましたが、ワクチンが整うまでの間も人々は国境を越えて往来し、ボーダーレス化した現代においては各国の連携は必須です。その連携においては決して地理的空白を発生させてはなりません。しかし、2,300万人の人口を抱える台湾は、WHO等に参加できておらず、まさに地理的空白となっています。かつて台湾では、平成15年にSARSが流行した際、非加盟国であることを理由にWHOから防疫情報を随時得ることができず、医療従事者を含む多くの人々がSARS感染によって死亡しました。

WHOの世界保健機関憲章は、「この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人民の幸福と円満な関係と安全の基礎であることを宣言する。」「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である。すべての人民の健康は、平和と安全を達成する基礎であり、個人と国家の完全な協力に依存する。」と掲げています。

現在、台湾における在留日本人は2万人を超え、日本と台湾の間を往来する旅客は昨年年間延べ710万人を超えています。また神戸市においても、多くの台湾人観光客やビジネスマンが訪問し、多くの台湾人が在住しています。このように台湾は、航路、金融、観光、商業、貿易などのハブであり、台湾を離着陸又は経由する旅客は6,900万人近く存在することを踏まえれば、WHOや国際民間航空機関（ICAO）を始めとする国際機関に台湾が参加できないことは、日本だけでなく全世界の人々の健康を脅かしかねません。

よって、国におかれては、国際社会の平和的な発展と安定の実現のため、台湾がWHO及び国際民間航空機関（ICAO）へオブザーバー参加することを支持し、参加に向けて協力するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。